

いすみ市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 概要版

1. 計画策定の趣旨

いすみ市（以下、「本市」といいます）では、平成19年度に「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下、「前計画」といいます）を策定し、ごみの減量化・資源化及び適正な処理・処分に努めてきましたが、前計画は令和4年度を最終目標年度とした計画であったため、平成21年度に見直しも行っており、令和7年度までの目標を明らかにしてまいりました。今回は、新たなごみ処理基本計画として、新計画を策定しました。

環境問題、各種法令の整備等といった、一般廃棄物（ごみ）を取り巻く社会情勢の変化に対応しつつ循環型社会の構築を目指すために、今後もさらに廃棄物の減量化・資源化とともに、適正な処理を推進していく必要があります。

本計画は、我々の生活や経済活動から生じたごみを、環境に影響を与えないようにして処理するだけでなく、循環型社会が目指している最終の姿である発生抑制・再資源化を実現するために、市民・事業者・行政が協力・連携して取り組むための行動指針としての役割も期待されます。

2. 計画期間

令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）までの10年間とし、令和12年度（2030年度）を中間目標年度とします。中間目標年度では計画の進捗状況評価を行います。なお、社会情勢や法体系の変化など計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合等、計画策定条件が大きく変わった場合には、適宜見直しを行います。

H20~R7 (2008~2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)
← 前計画期間 →	初年度				(必要に応じて見直し) 中間目標年度					計画目標年度
← 本計画期間（10年間） →										

図1 計画期間

3. 基本理念及び基本方針

基本理念及びその達成のための基本方針は以下のように設定します。

1) 市民、事業者、行政の役割分担と協働によるごみ減量化・資源化の推進

ごみの減量化・資源化を進めるため、市民、事業者、行政が連携して、3R+Renewable^{リニューアブル}（持続可能な資源）を推進し、SDGs の考え方も活用したパートナーシップの充実・強化により、一体となって環境への負荷が少ない持続可能な社会の構築を目指します。

2) 効率的な資源循環システムの構築

ごみの収集運搬から中間処理及び最終処分に至るまでの過程において、ICT^{*}の活用等による効率化、資源循環における脱炭素化等を推進し、災害や気候変動への対応を強化することで、効率的な資源循環システムの構築を目指します。

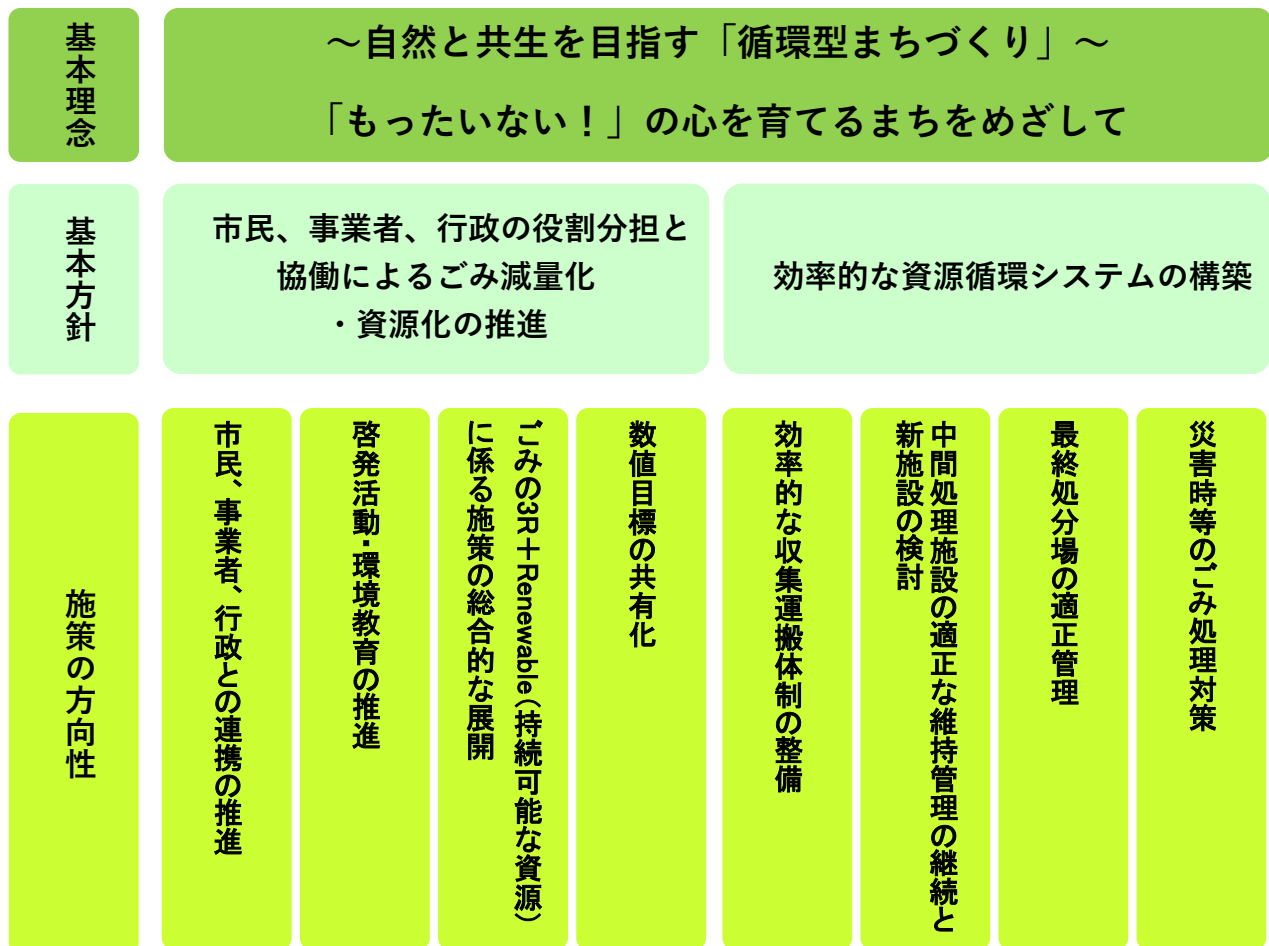


図2 基本理念と基本方針の体系

※ICTとは、Information and Communication Technology（情報通信技術）の略称であり、さまざまな形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称です。廃棄物処理の分野においては、ごみの収集運搬ルート効率化や廃棄物処理施設の運転監視の高度化・省力化、ごみ分別アプリなどに活用されています。

4. 数値目標の設定

1) 本計画における数値目標の設定

国、千葉県では減量化、資源化、最終処分に関する数値目標が設定されています。

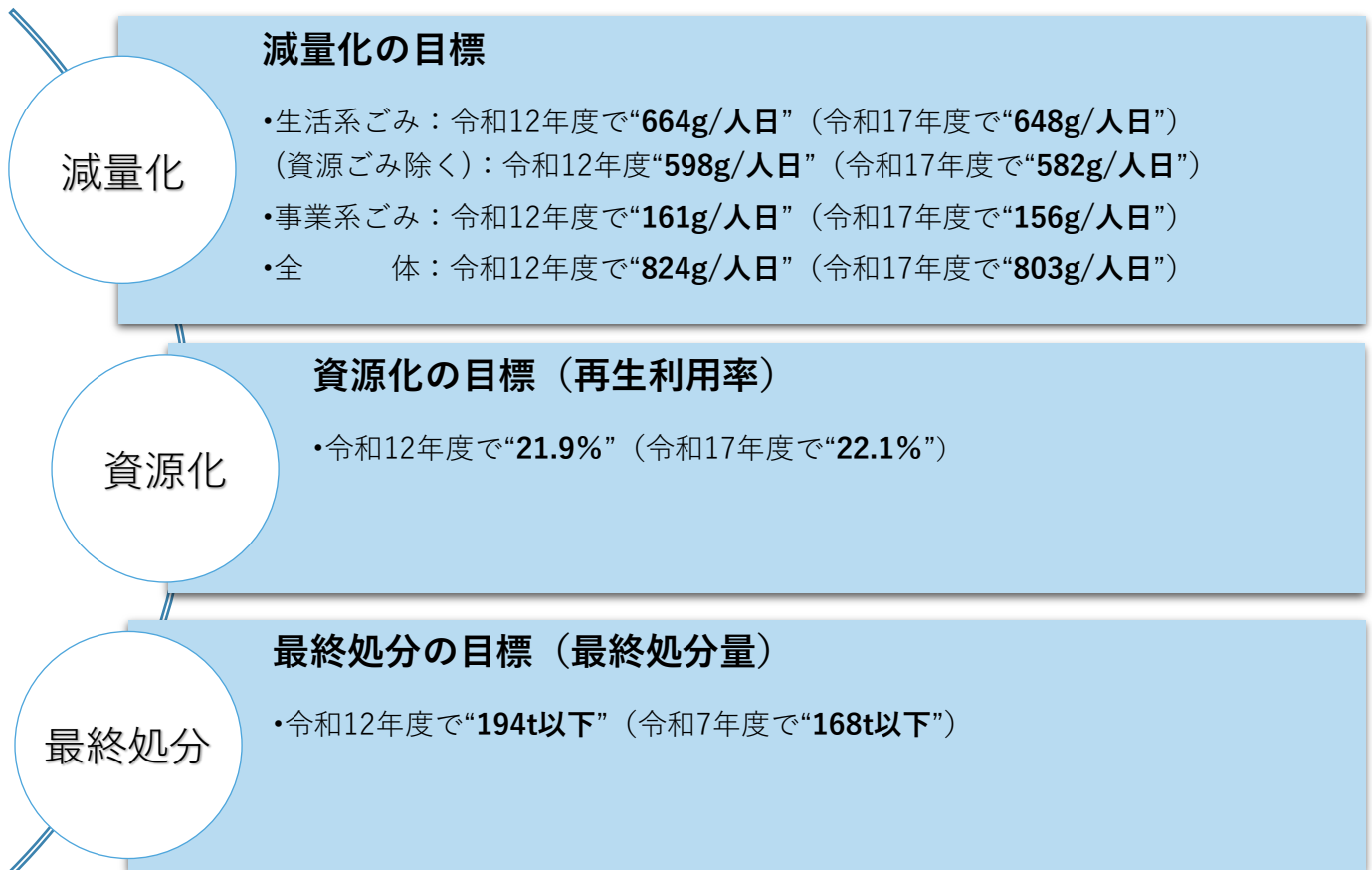
本市において、減量化の観点では、特に生活系ごみのうち排出量の約75%を占める可燃ごみと、増加傾向にある事業系ごみを中心に減量化を進める必要があります。

また資源化の観点では、生活様式の変化により資源物自体の発生抑制が進んでいますが、資源物のごみへの混入が依然として問題となっています。

最終処分の観点では、最終処分場の変名化を図るとともに、焼却処理量の減量化も促進していかなければなりません。

本市はリサイクル率（再生利用率）の向上を図るため、資源化に対する目標を新たに設定して、分別精度の向上と、再生資源の有効活用を図ります。

これらの状況を踏まえて本計画の数値目標を以下のとおり定めます。



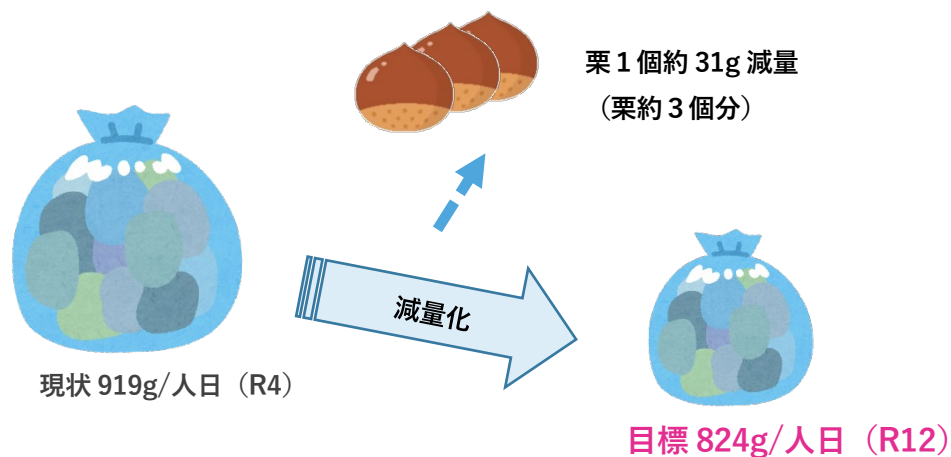
5. 減量化・資源化に関する目標

本市の生活系ごみの総排出量は、人口の減少及び市民の協力もあり、減少を続けています。

減量化に関しては、本計画期間中の1人1日当たりの生活系ごみ排出量の目標を664g/人日に設定します。(令和4年度比で約8%減、重さ約59g(大きい栗2個分)の減量化です。)

また、事業系ごみの目標は161g/人日に設定します。

ごみ全体の目標は824g/人日に設定します。(令和4年度比で約10%減、重さ約95g(大きい栗3個分)の減量化です。)



(1) 資源化に関する目標

資源化に関しては、可燃ごみ、不燃ごみから資源物への分別の徹底による更なる資源化を目指していくものとします。資源化の目標については再生利用率を21.9%に設定します。(令和4年度から2.3ポイント向上)

(2) 最終処分に関する目標

最終処分量としては減量化・資源化の効果を踏まえ194t以下に設定します。(令和4年度比で68%減、269tの削減)

6. 目標達成時のごみの発生量及び処理量の見込み

目標年次における単純推計の結果と目標達成時の1人1日当たりごみ排出量の見込みを表1に、目標達成した場合の本市のごみ処理フローを図3に示します。

総排出量は単純推計では令和12年度10,130tと予測しましたが、目標達成した場合は9,338tとなります。

表1 現状と目標達成時の比較

減量化、再生利用に関する現状と目標		現状	令和12年度		令和17年度	
		令和5年度	単純推計	目標達成	単純推計	目標達成
①総人口(人)		35,438	31,045		27,678	
排出量	②事業系ごみ排出量(トン)	2,650	2,056	1,819	1,839	1,576
	③生活系ごみ排出量(トン)	9,015	8,074	7,519	7,209	6,560
	④1人1日当たりのごみ排出量(g/人日)	625	647	598	646	582
	その他排出量(トン)	0	0	0	0	0
	⑤総排出量(トン)	11,665	10,130	9,338	9,048	8,136
	⑥1人1日当たりの排出量(g/人日)	899	894	824	893	803
再生利用量	⑦総資源化量(トン)	2,526	2,175	2,046	1,942	1,795
	総排出量に占める総資源化量の割合	21.7%	21.5%	21.9%	21.5%	22.1%
最終処分量	⑧埋立最終処分量(トン)	243	194	194	168	168
	総排出量に占める埋立最終処分量の割合	2.1%	1.9%	2.1%	1.9%	2.1%

《用語の定義》

②③排出量：対象地域において出されたごみの量（資源含む。集団回収されたごみを除く）〔単位：トン〕
※事業系・生活系それぞれで記載。

④1人1日当たりのごみ排出量：（生活系ごみ排出量－生活系資源ごみの量）×10⁶/総人口/年間日数〔単位：g/人日〕

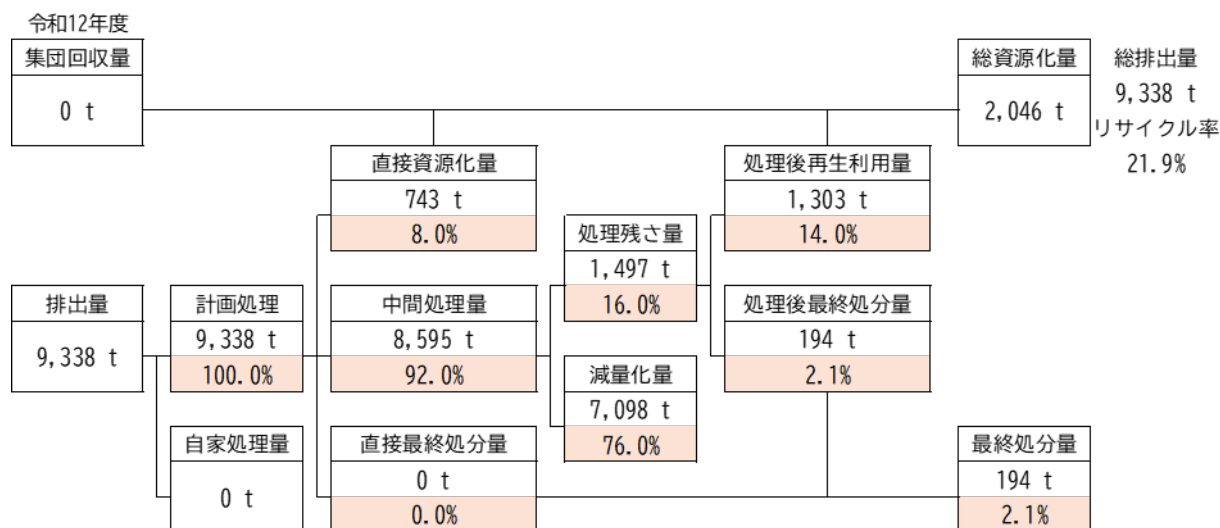
その他排出量：②、③に該当しない排出量〔単位：トン〕

⑤総排出量：②+③+⑤の和〔単位：トン〕

⑥1人1日当たりの排出量：⑤×10⁶/総人口/年間日数〔単位：g/人日〕

⑦総資源化量：事業系の資源ごみ量+生活系の資源ごみの量+集団回収量等の和〔単位：トン〕

⑧最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図3 目標達成時のごみ処理フロー（令和12年度）

7. 目標達成に向けた施策

1) 市民、事業者、行政の役割分担と協働によるごみ減量化・資源化の推進

基本方針1で挙げた『市民、事業者、行政の役割分担と協働によるごみ減量化・資源化の推進』を踏まえ、ごみの排出の抑制のための方策及び基本的な取り組みを以下のように設定します。

(1) 市民、事業者、行政との連携の推進

ごみの排出抑制のため、市民、事業者、行政のそれぞれが役割を十分に理解し、連携・協力をもってごみの減量化・資源化を進めることが重要となります。各主体の役割を以下に示します。

市民の役割

- 環境負荷の少ない商品の購入、使用の実践
- リサイクル商品の購入
- 過剰包装商品の購入を避ける
- 「モノ消費・所有」より「機能・サービスの利用」の重視
- ごみ処理・資源化情報の正しい理解
- ごみ排出者としてのごみ発生・排出抑制努力
- 耐久性・耐用性機能のある製品の長期使用
- 資源集団回収事業の拡充・促進
- リサイクルショップ、環境美化活動などへの市民参加

事業者の役割

- 環境負荷の抑制・低減に配慮した製品の設計・製造・販売
- 製品の特性に応じた再使用、リサイクルサービスの実施
- 事業活動や製品に関する環境情報の開示
- 環境負荷の少ない事業活動への取り組み

行政の役割

- ごみ処理・資源化事業の着実な実施及び組織体制の強化
- 分別排出・収集運搬の実施、市民への周知・啓発
- 地域における環境事業の支援
- 違法な処理・処分に的確に対応する指導体制の強化
- 行政活動に伴う環境保全対策の実施

(2) 啓発活動・環境教育の推進

啓発活動・環境教育の推進

- もったいない運動の推進（物を大切にする、ごみ減量と啓発のPR）
- 食品ロス削減に対する啓発の推進
- ホームページや広報紙による情報提供、パンフレット・ポスターの配布・掲示（ごみ減量やリサイクルに関する情報等）
- マグネットパネルを公用車へ貼付したごみ減量PR・啓発
- 指定ごみ袋を活用したごみ減量PR
- 出前講座（行政区や各種団体へ出向いて行うごみの現状、削減、分別講座の開催）
- 小・中学校及び教育委員会と連携した環境教育・環境学習
- 生涯学習での環境教育の充実
- いすみクリーンセンター施設見学

市民、事業者、行政のそれぞれが役割を十分に理解し、連携・協力を図っていくために、ごみの減量・資源化に係る情報提供をホームページや広報紙、パンフレット等の目に触れやすい媒体を通じて周知・啓発に取り組んでいきます。

また、小・中学校や生涯学習の場、施設見学等を通して、子供から大人まで幅広く環境問題や持続可能社会等の環境学習を推進していきます。

(3) ごみの3R+^{リニューアブル}Renewable（持続可能な資源）に係る施策の総合的な展開

再資源化の推進

- 生ごみ処理容器等の普及、PR活動の強化
- 容器包装リサイクル法の取り組み
- 家電リサイクル法の取り組み
- 新たなリサイクル情報の収集
- プラスチック資源循環戦略における今後の動向の情報収集

その他のプラスチック使用製品廃棄物について、令和8年4月よりプラスチック製容器包装及び製品プラスチックの分部回収を計画しています。

経済的手法についての調査・研究

- 家庭ごみ有料化に関する調査・研究
- クリーンセンターにおけるごみ処理手数料に関する調査
- 指定ごみ袋の手数料上乗せに関する状況の把握

事業系ごみの排出管理・指導の徹底

- 事業系ごみの排出実態調査の検討
- 民間事業者におけるリサイクルの実情調査・把握
- クリーンセンターでの抜き打ち検査等を行う等、減量に向けた指導の検討
- 事業系ごみが混入したと思われる生活系ごみの内容物確認、是正指導
- パンフレットの配布・講習会の開催
- 事業系ごみ多量排出事業者の減量化計画・実績報告の作成指導

行政のリサイクル実践行動

- グリーン購入等の推進
- エコショップの拡大
- イベントでの啓発活動の強化

(4) 数値目標の共有化

ごみ処理・資源化に関する「共通目標」の設定・周知

- ごみ処理・資源化に関する「共通目標」の設定・周知

2) 効率的な資源循環システムの構築

基本方針2で挙げた『効率的な資源循環システムの構築』を踏まえ、資源循環システム構築のための方策を以下のように設定します。

(1) 効率的な収集運搬体制の整備

ごみ排出ルールの遵守・協力要請

- 市民へのごみの分別と出し方の周知
- 利用者自身が集積所の管理を行うという認識の周知
- 集合住宅の管理会社と協力し、住人への排出ルールの周知
- 乾電池・蛍光灯・リチウム蓄電池の排出方法の周知
- 市職員、ごみ収集運搬業者等によるパトロール

ごみ収集運搬業務の効率化

- 分別区分及び収集体制の見直し
- ごみ量の変化に対応したごみ収集
- 収集運搬業務の効率化の検討（AIによる収集運搬経路の検討等）

収集作業環境の向上

- 労働安全研修会の実施と職員の意識向上（収集運搬作業における感染症対策等の徹底）
- 分別排出の徹底等による収集作業員の安全確保
- 感染症対策における家庭でのごみの出し方の周知
- 環境負荷の抑制・低減された収集車両の導入

適正処理困難物の対応

- スプリング入りマットレスの適正処理
- 家電リサイクル法への対応
- 感染性一般廃棄物の適正処理の検討
- 火災の原因となる廃棄物（スプレー缶・カセットボンベ・使い捨てライター・リチウム蓄電池）の排出方法の周知徹底

火災の原因となる廃棄物（特にリチウム蓄電池）の排出方法が十分に浸透していない状況です。広報紙やHP等により市民に排出方法の周知徹底を行います。

(2) 中間処理施設の適正な維持管理の継続と新施設の検討

焼却施設の適正管理

- 適正な維持管理によるCO₂削減効果の把握
- 安全運転の継続（運転委託の適正管理）

ごみ処理経費のうち約 6 割を占める施設の運転・維持管理費について、適正な管理を行います。また、可燃ごみの広域処理に伴って、中継施設の設置の検討を行います。

不燃物処理施設の適正管理

- 安定した適正管理の維持、経済的手法の検討（長期包括運営委託の検討）
- 資源化処理の検討（クリーンセンターでの処理品目の検討）

近年のプラスチック資源の状況など、大きく変化する情勢を鑑みて、必要に応じ資源化処理品目の検討を行い、老朽化している既存施設の更新の検討を行います。

(3) 最終処分場の適正管理

最終処分場の適正管理

- ごみの減量化による最終処分量の低減化
- 自区内処理の継続
- 浸出水の適正管理

(4) 災害時等のごみ処理対策

災害時等のごみ処理対策

- 災害廃棄物処理計画の運用
- 廃棄物処理施設の防災体制の整備
- 周辺自治体等との連携強化

策定した災害廃棄物処理計画の適正な運用のため、計画の実効性を向上させるための点検を行います。今後は、災害発生時における適切かつ円滑な対応または処理が実践できるよう、今後は国や県が実施する災害を想定した訓練や研修に積極的に参加します。